

議案第100号

飛騨市障がい児通所支援施設条例の一部を改正する条例について

飛騨市障がい児通所支援施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

指定管理者制度による運用を可能とするための改正

飛驒市障がい児通所支援施設条例の一部を改正する条例

飛驒市障がい児通所支援施設条例(平成18年飛驒市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障がい児通所支援」の次に「及び同法第21条の5の4第1項第2号に定める基準該当通所支援」を加える。

第2条を次のように改める。

(名称及び位置)

第2条 教室の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
飛驒市古川やまびこ教室	飛驒市古川町若宮二丁目1番60号
飛驒市神岡ことばの教室	飛驒市神岡町殿1155番地5

第3条に次の1項を加える。

- 2 前条に掲げる施設の管理及び運営を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、市長が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

第4条を次のように改める。

(事業内容)

第4条 飛驒市古川やまびこ教室は、法第6条の2の2第2項の規定による児童発達支援及び同条第5項の規定による保育所等訪問支援を行う。

- 2 飛驒市神岡ことばの教室は、法第21条の5の4第1項第2号に定める基準該当通所支援における児童発達支援及び法第6条の2の2第5項の規定による保育

所等訪問支援を行う。

第8条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

(指定の手續)

第8条 市長は、第3条第2項に規定する指定管理者を指定するときは、飛驒市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（平成16年飛驒市条例第272号）に基づき指定するものとする。

(指定管理者が行う業務)

第9条 指定管理者は、当該指定を受けた施設（以下「指定管理施設」という。）において、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条に規定する業務
- (2) 指定管理施設及びその附属施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理施設の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認める業務

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

飛騨市障がい児通所支援施設条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案														
<p>(設置)</p> <p>第1条 飛騨市は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を実施するため、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の2の2第1項に定める障がい児通所支援</p> <p>__を行うための教室(以下「教室」という。)を設置する。</p> <p><u>(名称及び位置)</u></p> <p>第2条 教室の主たる事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="250 868 1120 967"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飛騨市古川やまびこ教室</td> <td>飛騨市古川町若宮二丁目1番60号</td> </tr> </tbody> </table> <p>_____</p> <p>2 教室の従たる事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="250 1066 1120 1165"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飛騨市神岡ことばの教室</td> <td>飛騨市神岡町殿1155番地5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(管理及び運営)</p> <p>第3条 略</p> <p>_____</p>	名称	位置	飛騨市古川やまびこ教室	飛騨市古川町若宮二丁目1番60号	名称	位置	飛騨市神岡ことばの教室	飛騨市神岡町殿1155番地5	<p>(設置)</p> <p>第1条 飛騨市は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を実施するため、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の2の2第1項に定める障がい児通所支援及び同法第21条の5の4第1項第2号に定める基準該当通所支援</p> <p>__を行うための教室(以下「教室」という。)を設置する。</p> <p><u>(名称及び位置)</u></p> <p>第2条 教室の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1142 868 2011 1015"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飛騨市古川やまびこ教室</td> <td>飛騨市古川町若宮二丁目1番60号</td> </tr> <tr> <td>飛騨市神岡ことばの教室</td> <td>飛騨市神岡町殿1155番地5</td> </tr> </tbody> </table> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(管理及び運営)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前条に掲げる施設の管理及び運営を地方自治法(昭和22年法律第</p>	名称	位置	飛騨市古川やまびこ教室	飛騨市古川町若宮二丁目1番60号	飛騨市神岡ことばの教室	飛騨市神岡町殿1155番地5
名称	位置														
飛騨市古川やまびこ教室	飛騨市古川町若宮二丁目1番60号														
名称	位置														
飛騨市神岡ことばの教室	飛騨市神岡町殿1155番地5														
名称	位置														
飛騨市古川やまびこ教室	飛騨市古川町若宮二丁目1番60号														
飛騨市神岡ことばの教室	飛騨市神岡町殿1155番地5														

(事業内容)

第4条 教室は、法第6条の2の2第2項の規定による児童発達支援を行う。

2 飛騨市古川やまびこ教室は、前項に規定するほか、法第6条の2の2第6項の規定による保育所等訪問支援を行う。

第5条～第7条 略

67号) 第244条の2第3項の規定により、市長が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(事業内容)

第4条 飛騨市古川やまびこ教室は、法第6条の2の2第2項の規定による児童発達支援及び同条第5項の規定による保育所等訪問支援を行う。

2 飛騨市神岡ことばの教室は、法第21条の5の4第1項第2号に定める基準該当通所支援における児童発達支援及び法第6条の2の2第5項の規定による保育所等訪問支援を行う。

第5条～第7条 略

(指定の手続)

第8条 市長は、第3条第2項に規定する指定管理者を指定するときは、飛騨市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年飛騨市条例第272号)に基づき指定するものとする。

(指定管理者が行う業務)

第9条 指定管理者は、当該指定を受けた施設(以下「指定管理施設」という。)において、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条に規定する業務
- (2) 指定管理施設及びその附属施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理施設の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認める業務

第8条 略
以下 略

第10条 略
以下 略

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市障がい児通所支援施設条例の一部を改正する条例について
担当部	市民福祉部
提案理由	指定管理者制度による運用を可能とするための改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p>【改正の趣旨及び内容】</p> <p>指定管理者制度による運用を可能とすることにより、柔軟な人員配置による効率的な運営が期待できるとともに、基準該当通所支援を実施事業として取り入れることで、現状のサテライト事業所と同様に人員配置基準が緩和され効率的な人員体制で児童発達支援サービスを提供できることから所要の改正を行うもの。</p> <p>(第1条、第2条、第3条、第4条、第8条及び第9条関係)</p>
市民への影響等	「飛騨市古川やまびこ教室」及び「飛騨市神岡ことばの教室」が該当し、今後は指定管理者制度による運営が可能となる。
施行日	<p>公布の日</p> <p>ただし、第2条の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。</p>
備考	